

政策調整会議の結果について

(日時) 令和7年 5 月 13 日(火)

(場所) 印西市役所 本庁舎4階 41会議室

(出席者) 藤代市長、染谷副市長、野崎副市長、渡邊教育長
総務部長、企画財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康こども部長、都市建設部長、教育部長
上下水道部長、総務課長、企画政策課長、財政課長

【令和 7-2】

印西市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 【保育幼稚園課】

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとされている。

この実施に向けて、児童福祉法の改正により、市町村は乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)の設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないとされていることから付議するもの。なお、本条例については、民間の保育所等が乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)を実施したい場合の基準条例であり、市が認可することとなる。

【令和 7-2】について、承認

【令和 7-3】

印西市とイオンモール株式会社との包括連携に関する協定について 【企画政策課】

印西市とイオンモール株式会社は、相互に綿密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

【令和 7-3】について、承認

政策調整会議付議書

整理番号	令和 7 - 2	付議年月日	令和 7 年 5 月 1 3 日
所管部課名	健康子ども部保育幼稚園課		
件 名	印西市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について		
理由及び概要	令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとされている。 この実施に向けて、児童福祉法の改正により、市町村は乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないとされていることから付議するもの。なお、本条例については、民間の保育所等が乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）を実施した場合の基準条例であり、市が認可することとなる。		
問題点及び調整事項	乳児室の乳児一人当たりの面積の基準を、乳児の保育環境、安全面を鑑み、国基準の 1. 6 5 m ² から県基準の 3. 3 m ² に統一すること。		
関係法規及び関係所管	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号） 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）		
対応方針	令和 7 年 6 月にパブリックコメントを実施し、8 月開催の法令審査委員会に諮り、9 月議会にて上程。		
※決定区分	① ・ 承認 2 ・ 継続審議 3 ・ 却下		

第1号様式（第8条）

政策調整会議付議書

整理番号	令和7-3	付議年月日	令和7年5月13日
所管部課名	企画財政部企画政策課		
件名	印西市とイオンモール株式会社との包括連携に関する協定について		
理由及び概要	印西市とイオンモール株式会社は、相互に綿密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。		
問題点及び調整事項	各分野における個別事業連携協定の連携実績（まちづくり、健康福祉、生活環境）を踏まえ、更に印西市の子どもたちが輝ける未来のために子育て支援の分野などにおいても連携を深めていく。		
関係法規及び関係所管			
対応方針	・6月中 包括協定締結（予定）		
※決定区分	① 承認 2 継続審議 3 却下		